

## 第二期武藏野市学校施設整備基本計画策定支援業務委託

### に関する事業者選定プロポーザル実施要領

#### 1 目的

本市の市立小中学校施設の多くは昭和 30 から 50 年代に建築され、最も古い学校施設は、令和 2 (2020) 年に築後 60 年を迎えており。市では、「公共施設再編に関する基本的な考え方」（平成 25(2013) 年 3 月）において、既存施設を原則 60 年は使用することとしており、学校施設もこの方針に基づき維持管理を行ってきたが、築後 60 年が到来しているため、計画的に更新を行う必要がある。

学校施設の更新は多大な費用と時間を要し、市政に大きな影響を与えるため、着実かつ計画的に実施できるよう、令和 2 (2020) 年 3 月に武藏野市学校施設整備基本計画（以下、「第一期計画」という。）を策定し、今後 20 年間余を見据えた目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様を定めた。これまで、この計画に基づき、武藏野市立第一中学校及び第五中学校の新校舎が完成し、今後、武藏野市立第五小学校及び井之頭小学校の改築を控えている。

令和 7 (2025) 年 7 月に第二期武藏野市学校施設整備基本計画策定審議会（以下、「審議会」という。）を設置し、令和 8 年度までの予定で第二期武藏野市学校施設整備基本計画（以下、「第二期計画」という。）の策定作業を進めている。

令和 8 年度の第二期計画策定に際し、市民に分かりやすい計画とすることに課題がある。本業務を本市の学校施設整備への理解が高く、学校施設整備に対する高い専門性を有し、市民が手に取りたくなるような高いデザイン性、複雑な施策を理解しやすいイメージ・イラストの作成、配置レイアウトの工夫といった計画冊子等の編集に秀でた事業者に委託するため、公募型プロポーザルを実施する。

## 2 業務の概要

(1) 業務名称 第二期武藏野市学校施設整備基本計画策定支援業務委託

(2) 委託期間

① 契約締結の日から令和9年3月31日まで

② 審議会の想定スケジュール

※審議会の運営は市が実施する。

日程	内容	議題
4月28日	第6回審議会	中間まとめに対するパブリックコメント及び回答（案）の共有など
6月30日	第7回審議会	3章学校施設整備にあたっての考え方など
8月24日	第8回審議会	4章計画・設計の具体的な事項、5章整備スケジュールと費用の見通しなど
10月5日	第9回審議会	計画（案）に関する審議など
11月10日	文教委員会行政報告	計画（案）、パブリックコメント募集
11月12日～ 12月2日	計画（案）に対するパブリックコメント募集	
12月21日	第10回審議会	答申など
1月6日	教育委員会定例会	計画について協議
2月3日	教育委員会定例会	計画議決（決定）

(3) 履行場所：市が指定する場所

(4) 業務内容：別紙仕様書（案）のとおり

なお、仕様書（案）に規定した業務の内容は、第二期計画の検討に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書（案）に記載のない事項について

提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書等を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

### 3 提案上限金額

12,000,000円（税込）

※本業務の契約は予算の議決を条件とし、契約を約束するものではない。

※提案上限額は契約金額や予定価格を示すものではない。

※この金額を上回る提案は無効とする。

### 4 実施方法

公募型企画提案方式で行い、各社企画提案書等を提出した上で、武蔵野市が定める評価基準に基づき、第二期武蔵野市学校施設整備基本計画策定支援業務委託事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において評価を行い、優先交渉権者を決定する。選考結果は全ての事業者に書面で通知する。

### 5 参加要件

参加の申込には、次の要件すべてに該当する必要がある。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにて武蔵野市の競争入札参加資格（物品ではなく、工事での登録）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 武蔵野市から指名停止を受けていないこと。
- (4) 公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 市が発注する契約における暴力団等排除措置要綱別表左欄のいずれにも該当しないこと。

- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 破産法に基づく破産手続き開始の申立て中又は破産手続き中でないこと。
- (8) 適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制が整備されていること。
- (9) 応募者が所属又は代表する事務所（以下、「所属事務所」という。）が建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録をしていること。
- (10) 本業務委託の完了までの履行が可能であること。
- (11) 他の参加事業者の再委託先とならないこと。
- (12) 共同企業体として本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、共同企業体を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。
- ① 代表構成員及び構成員は、上記の(1)～(11)をすべて満たすこと。
- ② 本プロポーザルに、共同企業体の代表構成員または構成員として参加する事業者は、単独の事業者として、または、他の共同企業体に重複して参加することはできない。

## 6 スケジュール

実施要領等の公表	1月30日（金）
参加申込受付期限	3月2日（月）
参加資格確認結果通知	3月4日（水）
質問受付期限	3月6日（金）
質疑回答	3月11日（水）予定
提案書提出期限	3月18日（水）
審査（プレゼンテーション）	3月26日（木）
審査結果通知	3月31日（火）予定

契約	4月下旬
審査講評の公開	5月中旬

※ここで示すスケジュールは予定であり、変更が生じた場合には、武藏野市ホームページにてその旨を掲載するとともに、プロポーザル応募者に告知する。

## 7 参加申込・辞退

### (1) 必要提出書類

ア 参加申込書及び誓約書（様式第1－1号）・・・・・・・・・・・・ 1部

提出時に、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの武藏野市における競争入札参加資格を満たさない場合、次の書類を提出すること。

①登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。法人に限る）

②商号登記簿謄本（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いる者に限る。）

③身分証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。本籍地の区市町村が発行するもの）

④登記されていないことの証明書（正本）（発行後3か月以内のもの。個人で商号を用いないで営業している者に限る。）

⑤財務諸表（直前決算のもの。貸借対照表及び損益計算書）

⑥法人事業税の納税証明書（正本）（法人に限る。）

⑦法人税又は所得税の納税証明書その1（正本）

⑧消費税及び地方消費税の納税証明書その1（正本）

⑨その他審査委員会が必要と認めるもの

⑩優先交渉権者となった場合に資格取得することを誓約する誓約書

イ 構成企業の名称等（様式第1－2号）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

構成企業の会社名、担当者名、構成企業の役割と構成企業と共同企業体を構成する理由を記載すること。

ウ 協力会社の名称等（様式第1－3）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

協力会社の会社名、担当者名、協力会社の役割と協力会社に依頼する理由を記載すること。

エ 共同企業体協定書副本（該当する場合のみ。書式はA4で任意。）

• 1 部

(2) 提出期限：令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時（必着）

### (3) 提出方法

ア 提出書類は、左上1か所をクリップ止めで提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。

イ 期日までに必要部数を市担当者まで持参、もしくは郵送すること。

ウ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）に、武蔵野市役所南棟5階教育企画課で受領する。事前に市担当者に連絡・調整のうえ、持参すること。

エ 郵便及び宅配便の際は、封筒などの表面に、「第二期計画プロポーザル申込書在中」と朱書すること。

才 送料は応募者負担とする。受取人払いについては受け付けない。

力 市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。

キ 一度提出された書類の差し替え、削除、追加は原則として認めない。

#### (4) 参加資格確認結果について

参加申込書及び誓約書の提出者に対し、参加資格の確認結果を文書及び電子メールで通知する。

## (5) 参加申込後の辞退について

参加申込書及び誓約書の提出後に参加辞退する場合、3月18日（水）までにその旨を事務局に参加辞退届（様式第2号）にて届け出ること。

## 8 質問及び回答

応募予定者は、本件に関する質問をすることができる。公正を期するため、電子メールのみで受け付けし、電話などによる個別の質問は受け付けない。なお、回答は、取りまとめの上、武藏野市ホームページで公開する。

(1) 受付期限

令和8年3月6日（金）午後5時必着

(2) 回答日

令和8年3月11日（水）予定

(3) 提出方法

質疑書（様式第3号）に記入して、Wordデータを武藏野市教育部教育企画課へ電子メールで提出すること。代表者の押印は不要である。なお、メール件名は「【会社名】第二期計画プロポーザル質問について」とすること。

また、電子メール送信後、必ず、電話により質疑書到達の確認をすること。

電子メールアドレス SEC-KYOUIKU @city.musashino.lg.jp

電話番号 0422-60-1972

(4) その他

質問は本要領の範囲内とする。また、質問に対して回答した内容については、本実施要領の追加又は修正とみなす。

## 9 審査（企画提案書・プレゼンテーションの審査及びヒアリング）

委員会により、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行い、第1優先交渉権者、第2優先交渉権者を選定する。

(1) 提出書類

ア 審査書類提出届（様式第4-1号）・・・・・・・・・・・・ 1部

イ 業務実績（様式第4-2号）・・・・・・・・・・・・ 7部

主任技術者及び主たる担当者の基本構想（マスタープラン）策定支援業務または設計業務の実績1件を記載すること。また、組織全体の基本構想（マスタープラン）策定支援業務の実績1件を記載すること。 実

績は、①公立小中学校、②その他公共施設の順に優先して記載すること。また、受注形態（単独、共同企業体（代表企業）、共同企業体（代表企業以外）、協力会社）についても記載すること。なお、実績は新築または改築のみとし、改修は含まない。

ウ 受託した場合のチームの体制（様式第4-3号） ······ 7部

体制表及びそれぞれの役割を記載すること。メンバーについて、経験年数、他の業務請負状況（現在請け負っている業務の状況及び本業務履行期間に従事することが確定している業務）について記載すること。主任技術者の資格の写しを1部のみ添付すること。担当者が共同企業体構成企業または協力会社に所属する場合には、様式の所定の欄にその旨も記載すること。ただし、社名は記載しないこと。

エ スケジュール（様式第4-4号） ······ 7部

2ページに示す市の想定スケジュールを踏まえ、下記にあげる項目をA4片面1枚、文字サイズ10.5ptで記載すること。必要に応じて図案等用いて、分かりやすく記載すること。

- ・業務実施スケジュール
- ・スケジュールの管理方法
- ・発注者とのスケジュール共有方法

オ 企画提案書（様式第4-5号） ······ 7部

カ 価格提案書（様式第4-6号） ······ 1部

キ イからカのPDFデータを記録したCD-R ······ 1枚

(2) 提案課題及び作成要領

ア 提案課題

以下の①については、企画提案書（様式第4-5号：A4×2枚以内）にまとめること。また、②及び③については、指定の様式を用いること。

①企画提案書（様式第4-5号）

「12 参考資料」の内容を確認し、本市の学校改築事業の特徴について把握すること。そのうえで、以下の2点について提案すること。

- ・本市の改築4校（第一中学校、第五中学校、第五小学校及び井之頭小学校）の考え方を踏まえ、参加申込者の計画策定実績、設計実績から「新しい時代の学び」の考え方を示すこと。
- ・第一期計画の「第3章\_2\_(1)ア多様な学習形態を可能とする教室・教室まわり」及び「第3章\_2\_(1)イ主体的な学習活動を支援するラーニング・コモンズの整備」について、小学校または中学校の編集イメージ（イラスト、図等をレイアウト）を実績を踏まえ提案すること。

#### ②業務実績（様式第4－2号）

主任技術者、主たる担当者及び組織全体の実績（それぞれ1件以内）について、区分係数（公立小中学校、その他公共施設）、受注形態係数（単独、共同企業体、協力会社）に応じて評価する。

#### ③チーム体制及びスケジュール

様式第4－3号及び様式第4－4号について、委員会委員よりヒアリングを行い、チーム体制及びスケジュールについて審査する。

#### ④プレゼンテーション能力（書類提出は不要）

プレゼンテーションのわかりやすさ、ヒアリングへの的確な対応等を審査する。プレゼンテーションは、主任技術者又は主たる担当者が行うこと。

#### ⑤価格点（様式第4－6号）

提案上限額を超えないように注意する。

##### イ 書類作成にあたっての注意事項

- ・企画提案書には、会社名が特定できる表現はしないこと。
- ・企画提案書は、カラーで作成したものは、提出部数すべてをカラー印刷とすること。

#### (3) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時必着

#### (4) 提出方法

- ア 提出書類は、(2)ア①から③の順にまとめ、左上1か所をクリップ止めで提出すること。背表紙、ファイル等の使用は認めない。
- イ 期日までに必要部数を市担当者まで持参、もしくは郵送すること。
- ウ 持参による提出については、平日（土日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く）に、武藏野市役所南棟5階教育企画課で受領する。事前に市担当者に連絡・調整のうえ、持参すること。
- エ 郵便及び宅配便の際は、封筒などの表面に、「第二期計画プロポーザル提案書在中」と朱書すること。
- オ 送料は応募者負担とする。受取人払いについては受け付けない。
- カ 市は、郵送及び宅配中の破損、遅延などの責任を負わないものとする。
- キ 一度提出された書類の差し替え、削除、追加は原則として認めない。

#### (5) プレゼンテーション審査及びヒアリング

提出された企画提案書をもとに、プレゼンテーションの審査及びヒアリングを行う。

##### ア 実施日

令和8年3月26日（木）※集合時間等の詳細は、参加申込後に通知。

##### イ 実施方法

- (ア) プレゼンテーションは、応募者による企画提案書の説明をパソコン（参加申込者持参）、プロジェクタ（事務局から貸与）を利用して、15分以内で行うものとする。企画提案書に記載のない事項についてのプレゼンテーションは認められない。なお、これら以外の資料を使用することはできない。
- (イ) ヒアリングは、プレゼンテーションの後に委員会委員より10分程度行うものとする。
- (ウ) 説明は、主任技術者または主たる担当者が行うこと。会場に入室できる応募者は主任技術者及び担当者計4名以内とする。（パソコン等の機材操作者を除く）

(エ) やむを得ずプレゼンテーション参加者を変更する場合は、事前に市担当者に連絡すること。

(オ) 参加申込者は、プレゼンテーション後のヒアリングについて、議事録を作成し、4月2日（木）までに事務局に提出すること。

(6) 審査における評価項目（評価基準・配点）

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す観点などから、委員会により総合的に評価及び審査を行うものとする。

【審査の評価基準】

評価項目		評価基準	配点
主任技術者	同種又は類似業務の実績（1件以内） 【様式第4－2号】	学校改築に関する基本構想（マスタープラン）策定支援業務又は設計業務等の実績があり、本業務への展開が期待できるか。  【計算式】 $5 \text{ 点} \times \text{区分係数} (\text{公立小中学校 } 1.0, \text{ その他公共施設 } 0.6) \times \text{受注形態係数} (\text{単独 } 1.0, \text{ 共同企業体 (代表企業) } 0.8, \text{ 共同企業体 (代表企業以外) } 0.6, \text{ 協力会社 } 0.3)$ に応じて評価する。	5
技術力及び実施体制	主たる担当者 同種又は類似業務の実績（1件以内） 【様式第4－2号】	学校改築に関する基本構想（マスタープラン）策定支援業務又は設計業務等の実績があり、本業務への展開が期待できるか。  【計算式】 $15 \text{ 点} \times \text{区分係数} (\text{公立小中学校 } 1.0, \text{ その他公共施設 } 0.6) \times \text{受注形態係数} (\text{単独 } 1.0, \text{ 共同企業体 (代表企業) } 0.8, \text{ 共同企業体 (代表企業以外) } 0.6, \text{ 協力会社 } 0.3)$ に応じて評価する。	15
全体	同種又は類似業務の実績（1件以内） 【様式第4－2号】	学校改築に関する基本構想（マスタープラン）策定支援業務の実績があり、本業務への展開が期待できるか。  【計算式】 $5 \text{ 点} \times \text{区分係数} (\text{公立小中学校 } 1.0, \text{ その他公共施設 } 0.6) \times \text{受注形態係数} (\text{単独 } 1.0, \text{ 共同企業体 (代表企業) } 0.8, \text{ 共同企業体 (代表企業以外) } 0.6, \text{ 協力会社 } 0.3)$ に応じて評価する。	5

全体	実施体制及びスケジュール 【様式第4-3号】 【様式第4-4号】	業務の実施にあたり必要な知識を持っている者により、業務内容に十分に対応可能な体制がとられ、適切なスケジュールが組まれているかにより以下の5段階で評価する。 A 極めて良好 A' 良好 B 中位 B' やや不十分 C 不十分	15
全体	本市の改築事業及び業務内容に対する理解度 【様式第4-5号】	現状認識が明確であり、当該業務の目的、条件及び内容の理解度が高く、市の求める内容に合致した提案がなされているかにより、以下の5段階で評価する。 A 極めて高い A' 高い B 普通 B' やや低い C 低い	30
取組姿勢等	コミュニケーション能力	質問に対する応答が明快で、かつ、迅速かどうかについて、以下の5段階で評価する。 A 極めて高い A' 高い B 中立 B' やや低い C 低い	10
価格点 【様式第4-6号】		価格点 × (最低提案価格 / 自社の提案価格)	20
総合評価			100

注

- 1 評価点は、配点×評価係数とし、総合点により順位を決定する。
- 2 評価係数は、A = 1、A' = 0.8、B = 0.6、B' = 0.4、C = 0.2とする。

(7) 審査について

- ア 第1優先交渉権者及び第2優先交渉権者は、(6)の審査方法に基づき決定する。
- イ 点数が同点となった場合の最終的な審査順位は、委員会が決定する。
- ウ 本プロポーザルにおける最低合格基準は満点の7割とする。

エ　辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者が1者のみになった場合、審査の結果点数がウの基準に達していれば、市の求める基準に達しているとみなし、契約の交渉権を得ることとする。

オ　全者辞退等の事由により本プロポーザルの参加業者がなかった場合、または審査の結果、全提案者の点数が最低合格基準に満たなかった場合、プロポーザルは中止とし、書面にて別途中止の通知を送付する。

#### (8) 選定結果について

市ホームページで公開するほか、審査を受けた提案者全員に文書及び電子メールで通知する。ただし、第1優先交渉権者、第2優先交渉権者については、審査終了後、電話又は電子メール等で連絡する。

### 10 提出書類の取扱い

- (1) 原則事業者を選定する目的以外には使用しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加事業者が負うこと。
- (4) 著作権は参加事業者に帰属する。ただし、提出された書類について、武蔵野市情報公開条例（平成13年3月23日条例第5号）の対象となるほか、規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。このとき本市は企画提案書等を無償で使用できる。
- (5) 事業の審査作業に必要な範囲において、市は企画提案書等の複製をすることがある。

### 11 失格要件

以下の場合には、委員会において審査のうえ、失格となることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある者
- (2) 応募資格がなく提出書類を提出した者

- (3) 提出書類の作成要領及び提出方法、期限を守らない者
- (4) 提出書類に盜用した疑いがあると委員会が認めた者
- (5) 提案上限額を超える金額で提案した者
- (6) 本プロポーザルの実施期間中に本件に関して、審査委員に接触した者
- (7) その他、市及び委員会が不適格と認めた者

## 12 参考資料

応募予定者は、企画提案書等の作成にあたり、以下の資料を参照すること。

- (1) (第一期) 武蔵野市学校施設整備基本計画

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoikubu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1026841.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoikubu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1026841.html)

- (2) 第二期武蔵野市学校施設整備基本計画中間まとめについて（令和8年3月4日公開予定）

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoikubu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1050797.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoikubu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1050797.html)

- (3) 武蔵野市立第一中学校改築基本設計概要版

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoiku\\_bu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1030645.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoiku_bu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1030645.html)

- (4) 武蔵野市立第五中学校改築基本設計概要版

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoikubu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1030869.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoikubu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1030869.html)

- (5) 武蔵野市立第五小学校改築基本設計概要版

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoiku\\_bu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1043666.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoiku_bu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1043666.html)

- (6) 武蔵野市立井之頭小学校改築基本設計概要版

[https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku\\_keikaku/kyoiku\\_bu\\_shisaku\\_keikaku/shochushisetsu\\_seibi/1043667.html](https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kyoiku_bu_shisaku_keikaku/shochushisetsu_seibi/1043667.html)

## 13 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加事業者の負担とする。

### (2) 契約及び業務の進め方等

ア 市は第1優先交渉権者と随意契約の相手方として、契約交渉を行う。その際に、契約内容に対する見積書を再度徴収する。

イ 市は第1優先交渉権者が、本事業者選定後において失格条項に該当すると認められた場合、又は市と第1優先交渉権者による業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、審査結果公表の日から起算して30日以内であれば、第2優先交渉権者と契約交渉ができるものとする。

ウ 原則として、様式第4-3号に記載した担当者が契約期間中継続して担当すること。市は優先交渉権者選定以降において、第1優先交渉権者及び第2優先交渉権者がチーム体制を著しく変更した場合、優先交渉権者としての資格を取り消すことのほか、契約締結後においては、その契約を解除することができることとする。なお、契約解除に際し、市は契約の相手方に対し、損害賠償請求を行うことがある。

エ 提案上限金額は参考であり、予算額ではない。

### (3) プロポーザルの中止

公正なプロポーザルが確保できないと判断される場合は、プロポーザルを中止することがある。また、中止に伴う応募者が負担した費用については、市及び委員会は一切責任を負わないものとする。なお、この要項に定めるもののほか、必要な事項については市が定めるものとする。

## 14 事務局（問合せ先、提出先）

武藏野市役所教育部教育企画課学校改築係 担当：鈴木

住所 〒180-8777 武藏野市緑町2-2-28 武藏野市役所南棟5階

電話番号 0422-60-1972 (直通)

FAX 0422-51-9264

メールアドレス SEC-KYOUIKU@city.musashino.lg.jp